

参 考 資 料

- 1 松本市のごみ処理行政の変遷
- 2 計画の策定経過等
- 3 環境審議会委員名簿
- 4 用語解説
- 5 年度別実績及び目標排出量

1 松本市のごみ処理行政の変遷

年 度	概 要
大正15年度	・元町ごみ焼却施設建設
昭和16年度	・焼却施設市に移管
昭和39年度	・じん介ごみ、厨芥ごみ、不燃ごみの3分別収集開始 ・島内にバッチ式焼却炉完成(8月)能力60t/8h 管理棟完成(3月) ・可燃ごみ(じん介ごみ、厨芥ごみ)、不燃ごみの2分別収集に変更 ・ごみ容器を従来のごみ箱からポリ容器に順次切替 ・定時、定場所収集に順次切替
昭和41年度	・特別清掃地域(ごみ収集地域)28,087世帯 102,131人
昭和42年度	・特別清掃地域 32,932世帯 117,940人(76%) ・機械式バッチ式焼却炉増設(3月) 能力50t/8h ・特別清掃地域 33,493世帯 120,440人(77%)
昭和43年度	・ごみの水分除去や排出方法の改善等について市民へPR ・旧市全域を週2回収集切替、ごみ箱収集廃止、定時、定場所収集に変更
昭和44年度	・特別清掃地域 35,599世帯 124,310人(80%) ・山田不燃物処理場供用開始(2月) 18,884㎡ ・不燃物収集を民間委託切替実施
昭和45年度	・特別清掃地域 35,800世帯 125,116人(78%) ・1市1町5村により西部し尿処理施設組合設立
昭和46年度	・特別清掃地域 37,776世帯 128,715人 ・特別清掃地域外 9,775人 合計収集人口 85% ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 ・ごみ収集人口 147,094人(89%)
昭和47年度	・し尿処理施設用地として、島内島高松地籍に土地を買収、工事着工 ・廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則制定 ・収集地域を全人口の96.7%に拡大
昭和48年度	・減量対策のため業者委託による廃品回収施設設置 ・連続式焼却炉完成 150t/24h(タクマ炉) ・山田不燃物処理場85,930㎡拡張 ・収集地域を全人口の97.6%に拡大
昭和49年度	・あずさ衛生センター供用開始(6月) ・1市1町6村で西部環境衛生施設組合設立(管理村梓川村) ・可燃ごみ全市収集(市街地中心部週3回、周辺部の一部週2回)
昭和50年度	・不燃物全市月2回収集
昭和51年度	・塵芥焼却処理の効率化を図るため24時間連続稼動を開始
昭和52年度	・ごみ量急増のため焼却施設整備計画を昭和52年度(1977年度)～昭和54年度(1979年度)に繰上げ ・ごみリサイクル運動推進市民会議発足
昭和53年度	・清掃センター焼却プラント建設着手、バッチ炉及び機械式バッチ炉撤去 ・可燃、埋立て、資源物の3分別収集に変更(資源物収集開始)

年 度	概 要
昭和54年度	・資源物リサイクル事業（還元金制度）開始 ・ごみリサイクル運動推進市民会議が中心となり市民へ分別徹底をPR ・廃プラスチックの分別収集開始（10月）
昭和55年度	・連続炉運転開始（三菱炉） 150t / 24h × 2炉 ・家庭雑排水処理槽設置補助開始
昭和56年度	・山田不燃物処理場で埋立専用大型重機（ランドフィルコンパクター）購入
昭和58年度	・簡易ごみ焼却炉購入補助金交付制度開始
昭和59年度	・有害ごみ分別収集開始（乾電池・体温計） ・散乱空き缶等対策事業開始
昭和60年度	・山田不燃物処理場敷地拡張（買収及び賃借） ・家庭雑排水浄化槽の汚泥収集開始 ・家庭雑排水浄化槽を公共下水道区域外新築家屋に設置義務付け
昭和61年度	・資源物リサイクル事業助成制度（助成金）開始 ・堆肥化処理容器購入費補助金交付制度開始
昭和62年度	・山田不燃物処理場施設整備完成 ・無料ごみ（家庭系）と有料ごみ（事業系）の車両の専用化
昭和63年度	・あずさセンター施設更新工事完成
平成2年度	・ごみ減量推進松本市民会議発足
平成3年度	・委託業者（家庭系）と許可業者（事業系）の分離 ・粗大ごみの家庭収集制度開始（5品目）
平成4年度	・ごみ等集積施設整備事業補助金交付制度開始 ・ごみ減量推進行動計画の策定 ・小学校23校に空缶プレス機設置 ・ごみ処理基本計画を策定
平成5年度	・資源物（金属）からアルミ製品分別の開始 ・統一指定ごみ袋モデル事業実施（1回目） ・リサイクル事業助成制度で再生トイレットペーパー現物支給実施
平成6年度	・環境基本法施行 ・ごみ多量排出事業所にごみ減量計画策定と実行の要請 ・粗大ごみ4品目追加 ・統一指定ごみ袋モデル事業実施（2回目）
平成7年度	・統一指定ごみ袋制度導入 ・「ごみ・資源物の分け方・出し方」を6か国語で作成
平成8年度	・統一指定ごみ袋制度実施 ・ごみ処理辞典「ごみだす」を作成
平成9年度	・容器包装リサイクル法施行 ・松本市買い物袋持参運動推進市民の会の設置 ・簡易ごみ焼却炉購入補助金交付制度廃止
平成10年度	・堆肥化処理機器補助金交付開始
平成11年度	・新ごみ処理施設「松本クリーンセンター」の稼動

年 度	概 要
平成12年度 平成13年度	可燃ごみ処理施設 150 t / 24 h × 3 炉 リサイクルプラザ 35 t / 5 h × 1 基 ・ 廃プラスチックを埋立処分から焼却処分に変更 ・ 破碎ごみの分別開始 ・ 容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル及び雑びんの分別収集を開始 ・ 循環型社会形成推進基本法施行
平成14年度	・ 山田不燃物処理場下水道管渠埋設工事完了 ・ 家電リサイクル法施行 ・ 食品リサイクル法施行 ・ グリーン購入法施行 ・ 資源有効利用促進法施行 ・ 蛍光管破碎処理施設稼働、蛍光管・乾電池を有害ごみから資源物に分類 ・ 粗大ごみの毎週収集を実施 ・ 廃食用油資源化事業開始 ・ ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例施行 ・ 野焼の禁止
平成15年度	・ 第2次ごみ減量推進行動計画の策定 ・ 「松本市山田不燃物処理場」から「松本市エコトピア山田」に名称変更 ・ 落ち葉・剪定枝専用袋の作成 ・ 環境美化巡視員の委嘱 ・ 集合住宅及び多量排出事業所への訪問指導 ・ 建設リサイクル法施行
平成16年度	・ 資源物リサイクル事業助成制度一本化 ・ 剪定木処理機購入補助開始 ・ 埋立ごみ破碎処理施設建設、埋立ごみの破碎（減容化）を開始 ・ マイバッグ持参率調査を開始（市民団体と協働実施）
平成17年度	・ 容器包装プラスチックの分別回収試行 ・ 一般廃棄物処理業許可の規制緩和 ・ 松本市・四賀村・安曇村・奈川村・梓川村合併 ・ 廃食用油回収を全市で実施 ・ 松本クリーンセンター「容器包装プラスチック処理施設」の稼働 11 t / 5 h × 1 基
平成18年度	・ 容器包装プラスチックの資源化開始 ・ ポイ捨て防止啓発活動の開始 ・ 自動車リサイクル法 ・ 資源物の休日拠点回収の開始 ・ 集団回収制度を創設、資源物常時回収の開始（福祉施設6か所） ・ 毎月5日をノーレジ袋デーに制定 ・ 小片紙類等を資源物に出すようPR ・ 可燃ごみ処理施設での紙類の回収

年 度	概 要
平成19年度 平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、保育園等の紙類及び容器包装プラスチックの分別収集開始 ・生ごみ堆肥化講習会を開始 ・年間18トン以上のごみを排出する事業者に対し、「ごみ減量行動計画書」及び「廃棄物管理責任者選任届」の提出を義務付け ・資源物の常時回収施設として松本市リサイクルセンターを建設 ・松本市一般廃棄物処理計画（計画年度：平成29年度（2017年度））を策定
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市リサイクルセンターを開設 ・松本市リサイクルセンターにシュレッダーを導入 ・松本クリーンセンターへの紙類の搬入規制を実施 ・焼却灰の資源化を開始 ・ごみ有料化検討委員会を開催
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市・波田町合併 ・浄化槽設置整備事業を一本化
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減事業を開始 ・紙類の常設回収場所を設置（平成29年度末で32か所） ・松本市一般廃棄物処理計画の年度別目標排出量を見直し ・松本クリーンセンター及びエコトピア山田で松本地震の災害廃棄物を受入 ・飛灰の資源化を開始 ・松本クリーンセンター及び松本市リサイクルセンターの利用時間を変更
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・松塩地区広域施設組合として塩尻市・朝日村との共同処理を開始 ・塩尻市・朝日村との灰の交換を開始 ・市内最終処分場への集じん灰の埋め立てを中止 ・保育園・幼稚園の年長児を対象とした参加型環境教育を開始 ・小型家電拠点回収モデル事業を開始（3地区）
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法施行 ・市広報誌で「環境コラム」の連載を開始 ・不用食器リサイクル事業を開始（市民団体と協働実施） ・市公共施設から排出される剪定枝等の再資源化を開始 ・西部及び東部学校給食センターの給食残渣の再資源化を開始 ・ごみステーションからの資源物の持ち去り行為禁止を条文化 ・松本市リサイクルセンターに指定管理者制度を導入
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・梓川学校給食センターの給食残渣の再資源化を開始 ・小型家電のステーション回収を開始（全地区） ・集じん灰の委託埋立を開始
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・梓川及び波田一般廃棄物最終処分場を廃止 ・松本キッズ・リユースひろば事業を開始 ・eco オフィスマつもと認定事業を開始 ・「ごみ・資源物の分け方・出し方」に1か国語（タイ語）を追加

年 度	概 要
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市買い物袋持参運動推進市民の会が解散 ・松本市エコオフィスプラン（庁内の環境管理に関する計画）を策定 ・小学3年生を対象に食品ロス削減に特化した環境教育を実施 ・事業系ごみの分け方・出し方を作成 ・残さず食べよう！推進店・事業所認定制度を開始 ・ごみ収集業務の在り方検討を開始 ・資源物の休日拠点回収を終了 ・処理施設への持込み時に身分証明書の提示を開始
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回食品ロス削減全国大会を開催 ・スプレー缶・ライターの分別収集を開始 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を開始 ・環境教育用DVDを作成 ・エコトピア山田の今後の在り方について検討を開始 ・使用済み小型家電を東京2020オリンピック・パラリンピックのメダルの原料とする「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」に参加 ・災害廃棄物処理計画作成モデル事業（環境省中部地方環境事務所）に採択
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）を策定 ・松本市災害廃棄物処理計画策定 ・家庭系・事業系可燃ごみの組成・食品ロス調査を開始 ・エコトピア山田再整備方針の決定
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・エコトピア山田再整備事業着手
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の廃棄書類から再生紙を作成できる製紙機を導入
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市食品ロス削減推進計画策定 ・エコトピア山田への廃棄物の受け入れを終了（年度末） ・現松本クリーンセンターの隣接地に新ごみ処理施設を建設することについて、地元が同意
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・マイボトル利用促進事業を開始 ・製品プラスチックの一括回収に向けて環境省支援事業を活用し、プラスチック資源リサイクル検証事業を実施（モデル地区2地区） ・新ごみ処理施設基本構想策定（松塩地区広域施設組合）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト容器リユース事業を開始 ・脱炭素先行地域の安曇地区大野川区で容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を先行実施 ・新ごみ処理施設基本計画策定（松塩地区広域施設組合）
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源の一括回収を開始 ・イベント用リユース食器導入事業を開始
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版を策定

2 計画の策定経過等

(1) 本市のごみ処理に関する計画の変遷

平成4年度（1992年度）に第1次ごみ減量推進行動計画（平成4年度（1992年度）～13年度（2001年度））及びごみ処理基本計画（平成5年度（1993年度）～24年度（2012年度））を策定、また、平成14年度（2002年度）に第2次ごみ処理推進行動計画（平成14年度（2002年度）～22年度（2010年度））を策定し、ごみ減量と資源化の推進に取り組んできましたが、合併等により計画と現状に隔たりが生じてきたため、平成20年度（2008年度）に平成29年度（2017年度）までの10年間を計画期間とした松本市一般廃棄物処理計画を策定しました（市町村合併に伴い、平成23年度（2011年度）に年度別目標排出量の見直しを実施）。当該計画では最終年度に1人1日当たりの排出量1,000グラムという排出目標を掲げていましたが、目標を達成することはできませんでした。

(2) 松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）及び令和5年度（2023年度）改訂版策定の経過

○ 平成20（2008年）年10月

前松本市一般廃棄物処理計画（計画年度：平成29年度（2017年度））を策定

○ 平成28年（2016年）12月21日

平成28年度（2018年度）第3回松本市環境審議会において、計画の策定に向けた今後の進め方と専門部会の設置について協議

○ 平成29年（2017年）2月15日

平成28年度（2016年度）第4回松本市環境審議会において、以下の2項目を議事

・「松本市一般廃棄物処理計画の策定について」諮問

・「松本市一般廃棄物処理計画策定専門部会の設置について」協議

○ 平成29年（2017年）5月24日

第1回松本市一般廃棄物処理計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）において、答申（案）の検討方針を協議（6名の委員を委嘱）

○ 平成29年（2017年）5月29日

平成29年度（2017年度）第1回松本市環境審議会において、第1回専門部会の協議内容を報告

○ 平成29年（2017年）6月26日

第2回専門部会において、答申（案）の基本方針を協議

○ 平成29年（2017年）7月31日

第3回専門部会において、答申（案）を協議

○ 平成29年（2017年）8月29日

平成29年度（2017年度）第2回松本市環境審議会において、答申（案）を協議

○ 平成29年（2017年）9月20日

松本市環境審議会から市長へ答申

- 平成29年（2017年）11月16日
第4回専門部会において、計画の素案に係る内容を協議
- 平成29年（2017年）12月21日
平成29年度（2017年度）第3回松本市環境審議会において、計画（案）を協議
- 平成30年（2018年）1月18日
市議会建設環境委員協議会において、計画（案）を協議
- 平成30年（2018年）1月19日～2月17日
パブリックコメント手続を実施
- 平成30年（2018年）2月8日
平成29年度（2017年度）第4回松本市環境審議会において、計画（案）を報告
- 平成30年（2018年）3月20日
松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）を策定
- 令和5年（2023年）7月7日
令和5年度（2023年度）第1回松本市環境審議会において、5年間の評価と計画の中間改訂について報告
- 令和5年（2023年）8月18日
市議会建設環境委員協議会において、中間改訂について報告
- 令和5年（2023年）12月4日
令和5年度（2023年度）第3回松本市環境審議会において、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版（案）について協議
- 令和6年（2024年）1月11日
市議会建設環境委員協議会において、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版（案）について協議
- 令和6年（2024年）1月12日～2月13日
パブリックコメントを実施
- 令和6年（2024年）4月24日
市議会建設環境委員協議会において、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版（案）について協議
- 令和6年（2024年）4月30日
松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版を策定

3 環境審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

役職	氏名	選出分野等	備考
	新井 芙季	公募委員	
	伊藤 亮二	松本商工会議所（専務理事）	
	小川 結	公募委員	
	沖野 知範	松本市医師会（理事）	
	金子 寛和	長野県松本警察署（生活安全第二課長）	
	香山 由人	長野県指導林業士	
	岸野 奏	公募委員	
副会長	多田 健	松本市町会連合会（副会長）	
	茅野 恒秀	信州大学人文学部人文学科 准教授	
	中澤 朋代	松本大学総合経営学部・観光ホスピタリティ学科 准教授	
	中島 恵理	同志社大学政策学部 教授	
	中野 繭	信州大学先鋭領域融合研究群社会基盤研究所 兼任 理学部 特任助教	
	野川 裕史	環境省中部山岳国立公園管理事務所（所長）	令和5年8月25日から
会長	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学 教授	
	原 修司	松本市校長会（源池小学校長）	
	平沢 昭久	松本ハイランド農業協同組合（代表理事専務理事）	
	本間 健	長野県松本地域振興局（環境・廃棄物対策課長）	
	宮澤 信	長野県地球温暖化防止活動推進員、公害防止管理者等	
	森川 政人	環境省中部山岳国立公園管理事務所（所長）	令和5年8月24日まで
	山村 耕児	松本市環境衛生協議会連合会（副会長）	
	渡辺 美沙樹	公募委員	

4 用語解説

あ行

一般廃棄物最終処分場

生活環境の保全上支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し、かつ生物的、物理的、化学的に安定な状態にすることができる埋立地及び関連附帯設備を併せた総体の施設をいいます。

一般廃棄物収集運搬許可業者

一般廃棄物の処理（収集運搬を含みます。）を他人に委託する場合には、法令で定められた基準に従って適正に処理が行われるように、市が許可をした業者に委託する必要があります。

糸魚川-静岡構造線活断層

長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯です。中北部（明科-諏訪湖南方）区間では、今後30年以内のマグニチュード7.6程度の地震発生確率が13～30%と推定されています。

か行

合併処理浄化槽

下水道には接続せず、各家庭又は事業所の敷地に埋設し、し尿と家庭雑排水を併せて処理する施設のことです。

家庭雑排水

台所・浴室・洗面所等から出るし尿以外の汚水のことです。

家庭雑排水簡易浄化槽

家庭雑排水を浄化するための施設で、一定の構造基準があります。

管理型最終処分場

産業廃棄物最終処分場の区分の1つで、その他に安定型、遮断型の最終処分場があり、一般廃棄物最終処分場は適用される構造基準が管理型の産業廃棄物最終処分場と同じものとなります。管理型処分場では、地下水汚染を防ぐため、ゴムシートを敷設するなど遮水構造とした場所に基準に適合した廃棄物を埋め立て、雨水などにより廃棄物の安定化を図ります。

汲み取り

汲取便槽を使用する処理形態のことです。

汲取便槽

便所を下水道に接続せず、し尿を定期的に汲み取る方式で使用する便槽です。

公共下水道

汚水を地下水路などで集めた後、汚水処理施設で水を浄化し公共用水域へ排出するものです。

公共用水域

公共利用のための水域や水路のことです。河川、湖沼、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路を指します。

小型家電

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）を除く、使用済みの小型家電製品のことで、小型家電には金、銀、銅などを始め、有用な金属が含まれているため、「都市鉱山」とも呼ばれています。

戸別収集

自宅前に出されたごみを回収する方法で、都心部など住宅密集都市で採用されている収集方法です。

ごみ処理に係る経費

ごみを収集する費用（委託費用、自動車購入費、人件費など）のことです。

ごみステーション

家庭系ごみを収集するごみの集積場所です。ごみステーションにより、出すごみの種類が異なる場合があります。ごみステーションの設置と管理は各町会にお願いをしており、町会の協力の下、ごみの収集を行っています。事業系ごみは出すことができません。

ごみの有料化

受益者負担の公平化の観点から、排出するごみの量に応じて費用の負担を求めるものです。費用負担の方法としては、ごみ袋に一定金額を上乗せしてごみ処理費用として充当する方法が一般的です。

ごみ分別アプリ

スマートフォンやタブレットでごみ・資源物の分け方・出し方及びごみ・資源物収集日程表を確認することができます。「さんあ〜る」で検索してください。

さ行

最終処分量

陶磁器・ガラス類や焼却残渣などを最終処分場で埋立処分した重量のことです。

サンドイッチ・セル方式

廃棄物層と覆土層を交互に積み重ねるサンドイッチ方式と、埋立てた廃棄物及び法面に覆土しセル状に仕上げるセル方式を併用した方式のことです。

指定ごみ袋制度

責任を持ってごみを出してもらうことによりごみの減量につなげるため、また、収集時の事故を防止するため、指定のごみ袋を使って、ごみを出してもらうこととしています。指定ごみ袋に係る費用は、製造・販売に係る費用のみとなっており、ごみ処理に係る費用は含まれていません。

信濃川水系

信濃川の流域内にある本川、支川、派川、これらに関連する湖沼を総称して信濃川水系といいます。

集団回収

資源物を回収する団体として登録した福祉施設やPTAなどが、市の回収とは別に資源物の回収を行うことです。市は、団体に対して助成金を支払っています。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画のことです。平成30年(2018年)6月に閣議決定された第四次計画では、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げています。

循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定めるものです。

浄化槽汚泥

浄化槽で汚水を処理する家庭で発生し、蓄積する汚泥です。

浄化槽法に基づく法定検査

浄化槽法第11条では、浄化槽管理者は毎年1回浄化槽の定期検査を受検することとされています。定期検査の中で、浄化槽汚泥の清掃をするよう指摘されることもあります。

焼却残渣

可燃ごみを焼却した際に発生する、燃え殻(焼却灰)、ばいじん(飛灰)のことです。

焼却残渣等の資源化

焼却残渣の主な処分方法は最終処分場への埋め立てですが、最終処分場の埋立容量の減少及び資源の有効活用との観点から、焼却残渣についてもいくつかの方法により資源化されています。主な資源化方法として、セメント原料化、熔融、焼成があります。

焼却灰

可燃ごみを焼却した際に発生する、燃え殻のことです。

消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことです。

賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまった食品のことです。食べ残しや賞味・消費期限切れで捨てられてしまった食品などがあります。

浸出液処理施設

最終処分場に埋め立てた廃棄物に降った雨水（浸出液）を、河川に放流できる水質まで処理する施設。生物処理、膜処理、活性炭ろ過などにより、処理を行います。

ストーカ炉

焼却施設の焼却方式の1つで、階段状となっている火格子（ストーカ）の上でごみを移動させ、火格子の下部から燃焼空気を送り込み、ごみを焼却する方法です。日本国内での採用事例が多く、松本クリーンセンターでも、ストーカ炉を使用して、ごみを焼却しています。この他に、流動床式焼却炉、ロータリーキルン式焼却炉などがあります。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）

Reduce（リデュース）

廃棄物の発生抑制（ごみになるもののできるだけ持ち込まない、必要のないものは買わない、ごみの量を減らすこと。）

Reuse（リユース）

再使用（繰り返し使えるものを選び、できるだけ何度も使うこと。）

Recycle（リサイクル）

再生利用（ごみを資源として別の製品の材料として再利用すること。）

セメント原料化

焼却灰には、セメントの主成分である二酸化ケイ素や酸化カルシウムなどの物質が含まれていることから、焼却灰をもう一度高温で処理し、天然原料の代替原料として再資源化することができます。

ゼロカーボン（脱炭素）

CO₂などの温室効果ガスの人為的な排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することで、二酸化炭素実質排出量ゼロとなる状態を指します。松本市は、令和2年（2020年）に、2050年にゼロカーボンシティの達成を目指すことを表明しました。

た行

脱水汚泥

処理施設等に集められた汚泥から水分を除去し、固形になった汚泥のことです。

多量排出事業者

多量排出事業者は、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則により、年間18トン以上のごみを排出するもののうち、以下の建築物の占有者と規定しています。

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物のうち、延べ面積が、3,000m²以上（学校は8,000m²以上）のもの）
- 2 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（店舗面積1,000m²超の店舗）

単独浄化槽

下水道に接続せず、各家庭又は事業所の敷地に埋設し、し尿のみを処理する施設のことです。

中間処理

ごみを焼却、破碎、選別などして、ごみの容積を減らすとともに、安定した成分とすることで最終処分場への埋立容量を削減し、周辺環境への影響を低減するように処理することです。また、選別を行うことで、ごみに含まれる鉄やアルミなどを資源として有効利用することもできます。

な行

農業集落排水処理施設

農業集落内の汚水を最終的に処理する施設のことです。

は行

バイオディーゼル燃料

てんぷら油などの廃食用油をディーゼル車などに使用できる再生軽油としたものです。

バイオマス

動植物などの生物に由来する、木材や生ごみ、汚泥等、化石燃料を除いた再生可能な資源のことです。

1人1日当たりのごみ排出量

自治体間でごみ排出量を比較する際には人口により違いが出てしまうため、1人1日当たりのごみ排出量を算出し、比較を行います。

【算出方法】

1人1日当たりのごみ排出量＝総ごみ排出量÷(人口×365日又は366日)

飛灰

可燃ごみを焼却した際に発生する、ばいじん(すす)で、大気中にばい煙として放出されないようにフィルターで取り除き、薬剤処理をして灰に含まれる重金属が溶出しないようにしたものです。

ま行

松本市環境審議会

松本市環境基本条例第25条第1項に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査・審議する諮問機関として設置されています。

民泊

住宅(戸建住宅やマンションなどの共同住宅等)の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することです。

や行

容器包装

商品を入れたり、包んだりしているもので、商品を出したり、使ったりすると不要になるものです。家庭系ごみの中で大きな割合を占めるため、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールを対象として、リサイクル制度を作ることで、資源として有効活用しています。

溶融

焼却残渣中には天然石と同様の成分が含まれており、焼却残渣を高温で処理することで、人工骨材として再利用することが可能となります。また、その際に焼却残渣に含まれる金属なども同時に分離されるため、それらも資源として活用することができます。

ら行

リサイクル率

ごみ量全体のうち、リサイクルを行った資源物量の割合のことです。

【算出方法】

(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

わ行

ワンウェイプラスチック

一度だけ使用して廃棄されるプラスチック製品のことで、

5 年度別実績及び目標排出量

区分 年度	総ごみ量	1人1日 当たりの ごみ 排出量	家庭系 ごみ 排出量	1人1日 当たりの 家庭系 ごみ 排出量	事業系 ごみ 排出量	1人1日 当たりの 事業系 ごみ 排出量	資源物 + 集団回収	人口
	[t/年]	[g/1人1日]	[t/年]	[g/1人1日]	[t/年]	[g/1人1日]	[t/年]	[人]
H 2 4 (基準)	99,794	1,122	42,309	476	42,744	481	14,741	243,699
H 3 0	88,318	1,009	38,364	439	40,600	464	9,354	239,695
R 元	89,538	1,024	38,843	444	41,390	473	9,305	238,835
R 2	87,292	1,004	38,927	448	39,670	456	8,695	238,244
R 3	85,549	988	37,546	433	39,769	459	8,234	237,332
R 4 (中間)	85,329	988	37,289	432	39,995	463	8,045	236,566
R 5	80,490	932	37,654	436	33,250	385	9,586	235,964
R 6	78,691	916	37,284	434	32,043	373	9,364	235,362
R 7	77,119	900	37,017	432	30,933	361	9,169	234,760
R 8	75,500	884	36,725	430	29,807	349	8,968	233,993
R 9 (目標)	74,093	868	36,534	428	28,767	337	8,792	233,226

※ 小数点以下を加味して推計を行っているため、表中の数値では計算が合わないことがあります。

松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～
令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）
改訂版

2024年4月発行

発行／松本市

編集／松本市環境エネルギー部環境・地域エネルギー課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3268（直通） Fax：0263-34-3202

e-mail：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp